

5 違反食品等処理状況

令和2年度の違反食品等の発見（他機関からの違反通知により処理したものを含む。）件数は18件である。

違反等の内容を見ると、食品衛生法第12条（添加物等の販売等の禁止）違反1件（5.6%）、食品衛生法第13条（食品等の規格及び基準）違反1件（5.6%）であり、不良食品は15件（83.3%）、食品表示法第5条（食品表示基準）違反は1件（5.6%）であった。

食品について見ると、魚介類（5件）で違反等が多く発見された。

違反食品等の原因施設に対しては、行政処分等の措置を実施するとともに、違反原因の調査、再発防止の措置等の指導を実施した。

（1）年度別違反食品等状況

年度	違反区分													製造所		
	6条	9条	12条	13条	16条	18条	19条/ 表示法第5条	20条	25条	小計	不良	不適正	計	県内	県外	国外
R2			1	1			1			3	15		18	12	2	4
R元	6			2		1	10			19	18		37			
H30				7			2			9	10		19	18		1
29	2			2			5			9	12		21	19	2	0
28	1		1	13		1	5			21	20		41	38	1	2

（注1） 広島市、呉市及び福山市を除く。

（注2） 違反区分には疑いを含む。

（注3） 19条に定められていた食品等の表示基準については、平成27年度から食品表示法第5条に定めることとされた。

（2）違反食品等発見件数

食品区分	違反区分													製造所		
	6条	9条	12条	13条	16条	18条	20条	25条	表示法 第5条	小計	不良	不適正	計	県内	県外	国外
合計			1	1					1	3	15		18	12	2	4
魚介類											5		5	5		
冷凍食品																
生食用冷凍鮮魚介類																
その他の																
魚介類加工品											1		1	1		
肉卵類及びその加工品																
乳																
乳製品																
乳類加工品																
アイスクリーム類・氷菓																
穀類及びその加工品											1		1	1		
弁当類																
野菜類果物及びその加工品									1	1	1		2	1		1
菓子類				1						1	2		3	1		2
清涼飲料水																
酒																
精飲料																
水																
雪																
水																
かん詰・びん詰食品																
その他の食品			1							1	5		6	3	2	1
添加物																
化学的合成品																
その他の添加物																
器具及び容器包装																
おもちゃ																
洗浄剤																

（注1） 広島市、呉市及び福山市を除く。

（注2） 違反区分には疑いを含む。

(3) 食品別違反等件数

食品名	違反区分	発見件数	6条			12条		13条		18条		不良				
			腐変敗・異物	その他	その他	甘味料	着色料	その他	成分規格	その他	蛍光物質	その他	異臭	異物	発かびの生	その他
魚介類		5														5
冷凍食品	無加熱摂取															
	凍結前加熱・加熱後摂取															
	凍結前未加熱・加熱後摂取															
	生食用冷凍鮮魚介類															
魚介類加工品（かん詰・びん詰を除く。）		1													1	
肉卵類及びその加工品（かん詰・びん詰を除く。）																
乳製品																
乳加工品（アイスクリーム類を除きマーガリンを含む。）																
アイスクリーム類・氷菓																
穀類及びその加工品（かん詰・びん詰を除く。）		1												1		
弁当類																
野菜類・果物及びその加工品（かん詰・びん詰を除く。）		1												1		
菓子類		3						1						1	1	
清涼飲料水																
酒類																
氷雪																
かん詰・びん詰食品																
その他の食品		6						1						4	1	
添加物	化学的合成品及びその製剤															
	その他の添加物															
器具及び容器包装																
おもちゃ																
洗浄剤																
計		17						1	1					7	3	5

(注1) 広島市、呉市及び福山市を除く。
(注2) 違反区分6条には疑いを含む。

(4) 表示違反等の状況（食品表示法第5条）

食品	違反項目	発見件数	名称	製造所 製又加工所	製造者 製又加工者 者の名	賞味 消費期限 賞味期限	添加物 表示	原材料 主原及原	添加物 表示	使用・ 保存の 基準は 別	殺菌方法	その他	不適正
マ	ー												
酒	精												
清	涼												
食	肉												
魚肉ハム・魚肉ソーセージ・鯨肉ベーコン													
シアン化合物を含有する豆類													
冷	凍												
放	射												
放射線照射食品													
容器包装詰	詰												
容器包装に 入れられた食品	詰												
食	肉												
生	か												
生めん（ゆでめん類を含む。）													
即	席												
弁	め												
調	理												
そ	う												
魚	肉												
生	菓												
上記以外の加工食品		1							1				
添	加												
牛	乳												
加工	乳												
アイスクリーム													
は	酵												
乳酸菌飲料													
乳	飲												
その	他												
計		1							1				

- (注) 広島市、呉市及び福山市を除く。
- (注) 違反項目には疑いを含む。
- (注) 1発見件数に複数の違反内容を含む場合がある。

(5) 令和2年度違反食品等発生事例

番号	通報機関	処理機関	名称	違反区分(条)等	違反等の内容	措置
1	西部東	東京	ホットドッグレリッシュ	食品表示基準5条違反(疑い)	表示にない乳化剤が検出(→キャリアオーバーと判明)	管轄自治体へ通報
2	東京都	西部東	むき甘栗	不良	カビの発生	報告書徴収 再発防止対策
3	広島市	東部	いか天	不良	カビの発生(→包装の不具合が判明)	立入指導 自主回収 報告書の徴収
4	厚労省	東部	オーストラリア産 プロポリス	食品衛生法第12条違反	指定外添加物TBHQが検出	自主回収 積戻し
5	西部東	大阪市	チョコレート	食品衛生法第13条第二項違反疑い	基準に合わない添加物の検出(→天然由来のものとの推定)	管轄自治体へ通報
6	倉敷市	東部	サラダ	不良	糸状異物の混入(→かごが削られたものが混入したと判明)	立入指導 報告書の徴収
7	広島市	西部	もみじ饅頭	不良	異物混入(毛髪)	立入指導 報告書の徴収
8	島根県	東部	絹とうふ	不良	異物混入(貝)	立入指導 報告書の徴収
9	広島市	東部	絹とうふ	不良	異物混入(虫)	立入指導
10	高知県	北部	レトルトカレー	不良	異物混入(金属)	立入指導 報告書徴収
11	東部	滋賀県	カップヌードル カレー	不良	異物混入(虫)	管轄自治体へ通報
12	東部	高知県	焼肉のたれ	不良	カビ様異物の発生(→玉ねぎと判明)	管轄自治体へ通報
13	西部広島	西部広島	パン	不良	異物混入(金属)(→ふるいの一部が混入と判明)	立入指導 自主回収
14	西部東	広島市	生かき(加熱調理用)	不良	細菌数52,000/g	指導
15	西部東	広島市	生かき(加熱調理用)	不良	塩分濃度1.74%	指導
16	西部東	西部	生かき(加熱調理用)	不良	細菌数220,000/g	指導
17	西部広島	西部呉	生かき(生食用)	不良	塩分濃度(むき身つけ水)0.64%	指導
18	東部	広島市	生かき(加熱調理用)	不良	細菌数150,000/g	指導

(注) 広島市, 呉市及び福山市を除く。